

「イミダクロプリド」及び「フェナザキン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

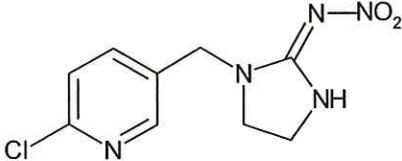
1. イミダクロプリド（農薬）
2. フェナザキン（農薬）

イミダクロプリド

1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年2月25日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イミダクロプリド (Imidacloprid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	クロロニコチニル系の殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体に結合し、神経伝達を遮断することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: 稲、トマト等 今回、食用ゆり、ごま等への適用拡大申請 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.06 mg/kg 体重/day ARfD=0.4 mg/kg 体重
	国際基準	とうもろこし、ブロッコリー、りんご、なたね等
	諸外国	米 国 基 準: 大豆、メロン類、かんきつ類等 カナダ基準: 小麦、レタス、ぶどう、なたね等 E U 基 準: 小麦、ばれいしょ、なたね等 豪 州 基 準: ばれいしょ、かんきつ類、ブルーベリー等 ニューゼーランド基準: ばれいしょ、レタス、たまねぎ等
食品安全委員会での評価等	【1】平成 18 年 9 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 2 月 23 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 6 月 14 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成 22 年 1 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 9 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成 24 年 10 月 4 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 24 年 10 月 15 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.057 mg/kg 体重/day	

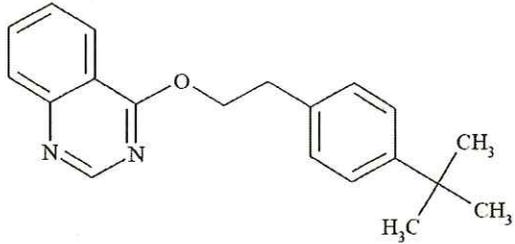
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェナザキン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成27年10月8日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェナザキン(Fenazaquin)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	キナゾリン系の殺虫剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系の複合体 I を阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: おうとう、アーモンド等 EU基準: りんご、オレンジ、茶等 カナダ、豪州、ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: アーモンド等(米国)、茶(EU)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イミダクロプリド】

- ・ 作物残留試験
- ・ Scientific Opinion on the developmental neurotoxicity potential of acetamiprid and imidacloprid (EFSA Journal 2013;11(12):3471)